

「外国 PEPs：外国の重要な公的地位を有する者」に該当する方

**一 外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者として主務省令で定める者並びにこれらの者であった者**

なお、「主務省令で定める者」とは、具体的には以下に該当する方を指します。

1. 我が国における内閣総理大臣その他の国务大臣及び副大臣に相当する職
2. 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
3. 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
4. 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
5. 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
6. 中央銀行の役員
7. 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

**二 前号に掲げる者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。）**

**三 法人であって、前二号に掲げる者がその事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者であるもの**

出典：

改正法による改正後の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（12条3項）

改正後の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」（15条）